

国内企画旅行(募集型)お申込みのご案内

この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書です。お客様との旅行契約が成立した場合、旅行業法第 12 条の 5 によりお客様にお渡しする契約書面の一部になります。

1. 国内企画旅行(募集型)ご旅行条件

- (1) この旅行は、熊本電気鉄道株式会社(以下「当社」といいます)が、企画・募集し実施する旅行です。
- (2) ご旅行条件は、下記条件のほか、募集広告、説明書面(契約書面)、確定書面(最終日程表)及び当社旅行業務約款(企画旅行契約の部)によります。

2. お申込み

- (1) 当社は、電話、メール、ファクシミリなどによる旅行契約の予約を受け付けます。この場合、この時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知し、その記載期日までに旅行代金をお支払いいただきます。なお、お客様から当該期間内に支払いがなされないときには、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
- (2) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障がい者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)をお連れの方、その他特別な配慮が必要となる方はお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合でも直ちにお申し出ください。)あらかじめ当社からご案内を申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

上記のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いすることがございます。また、お客様から申し出いただいた措置を手配することが出来ない場合並びに現地事情やサービス提供機関の状況により、旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきますことがございます。なお、お客様の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、原則としてお客様の負担となります。

- (3) お申込み時に未成年の方は、原則として親権者の同意が必要となります。15 歳未満もしくは中学生以下の方は親権者の同行を条件と致します。
- (4) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りします。
- (5) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8) その他、当社の業務上の都合があるときは、ご参加をお断りする場合があります。

3. 旅行契約の成立

(1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行の代金を全額受理したときに成立します。「振り込み」の場合は、お客様の振込が完了した時点で成立します。なお、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。また当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表より旅行代金の一部または全額を受理した時点で、グループ全員に対して旅行契約が成立したものとします。ただし、お申し込み時に、各構成者が別々にお支払いになる旨を当社にお申し出いただいた場合を除きます。※当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、カードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金の全額のお支払いを受けることを条件に旅行契約を締結する場合があります。(以下「通信契約」といいます。)その場合は当社が契約の締結する旨の通知を発したときに成立します。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。※通信契約の申し込みの際、会員は申し込みをしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。※通信締結での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

4. 旅行代金に含まれているもの

- (1) 旅行日程に明示した次の費用が含まれています。
 - ・航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金(この運賃・料金に運送機関の課す付加価値・料金を含みません。ここでいう付加運賃・料金とは、原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限り、あらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。)
 - ・宿泊料金、食事料金、観光料金(入場料・ガイド料等)
 - ・団体行動中のチップ、手荷物運搬料金(航空会社の規定の範囲内)

5. 旅行代金に含まれていないもの

- (1) 次の費用は旅行代金に含まれておりません。
 - ・空港施設使用料・空港税等運送機関が税府その他の公機関に代わって収受しているもの
 - ・運送機関の課す付加運賃・料金(燃料サーチャージを含む)
 - ・日程表に明示されていない飲食料及びそれに課される税、サービスチップ等、個人として利用されるクリーニング代、電話代
 - ・傷害、疾病に関する医療費、搬送費等の諸費用
 - ・希望者が参加するオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
 - ・国内旅行損害保険(任意)
 - ・その他当社があらかじめ明示するもの

6. 取消料のかかる場合

- (1) お客様はいつでも所定の取消料(別表 1)を支払って旅行契約を解除することができます。

(〈契約解除のお申し出は当社の営業時間内をお願いします。〉)

〈別表 1〉取消料 おひとりにつき

	20~11日 前まで	10~8日 前まで	7~2日 前まで	旅行開始 日の 前日	旅行開始 日の 当日	無連絡不参加 または 旅行開始後
日帰り旅行	無料	旅行代金 の 20%	旅行代金 の 30%	旅行代金 の 40%	旅行代金 の 50%	旅行代金の 100%
日帰り旅行以外	旅行代金 の20%					

※旅行出発の前日から起算します。

※取消日は、お客様が当社の営業日・営業時間内にお申し出いただいたときを基準とします。

7. 取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

- (1) 下記の場合は、取消料はいただきません。
 - ① 旅行契約内容に〈別表 2〉(裏面)に例示するような重要な変更が行われたとき。
 - ② 旅行代金が増額されたとき。
 - ③ 当社が確定書類を所定の日までに交付しない場合。
 - ④ 当社に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

8. 当社による旅行契約の解除

- (1) 次の場合当社は旅行開始前又は旅行開始後であっても旅行契約を解除することがあります。
 - ・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
 - ・あらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能、その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが契約締結後に判明したとき。
 - ・お客様のご病気、必要な介助者の不在その他の理由により当該旅行に耐えられないと認められないと認められるとき。
 - ・お客様が「2. お申込み(4)~(7)」までのいずれかに該当するとき。
 - ・お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ・あらかじめ明示した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目(日帰り旅行については 3 日目)にあたる日より前にその旨を通知致します。
 - ・スキーを目的とする旅行における必要な降雪量や、花や紅葉見物を目的とする旅行における天候による開花・紅葉の状況などの旅行実施条件で、あらかじめ契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
 - ・天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与できない事由が生じた場合で、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

・旅行開始後に当社が契約を解除する場合は、旅行代金のうち、お客様がすでにサービスを受けていない旅行サービスに係る金額から、当該サービスに対して、取消料、違約金その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いた分を払い戻します。

9. 当社の責任

(1) 当社は、当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害発生の日から起算して2年以内にお客様から当社に対して通知があったときに限り、損害を賠償致します。お荷物に係る賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)と致します。また、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は原則として責任を問いません。

10. 特別補償

(1) 当社は当社の責任が生じるか否かを問わず、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、生命、身体または手荷物を被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞い金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携帯品にかかる損害補償金(15万円を限度)ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円を支払います。また、細菌性食中毒やお客様の疾病、補償対象品の本来の機能に支障をきたさない単なる外観の損傷や置忘れ又は紛失の場合は、当社は補償金等をお支払いいたしません。

(2) お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービスの提供の受領、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金および見舞金を支払いません。

11. 旅程保証

(1) 旅行日程に下記の掲げる変更が行われた場合は、旅行約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて、基準旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を一旅行契約について基準旅行代金15%を限度としてお支払いします。ただし変更の原因が、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置による場合や当社が支払うべき変更補償金の額が1,000円未満の場合は変更補償金を支払いません。

(別表2)

変更補償金の支払いが必要となる場合	一件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低いものへの変更(変更後の等級及び施設のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港への異なる便への変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由地の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
7. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

12. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を補償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

13. 添乗員について

(1) 添乗員同行の有無はパンフレットに明示致します。

(2) 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務又はその他の当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。

(3) 添乗員が同行しない旅行にあっては、旅程管理業務を行う現地手配

業者などの連絡先を最終旅行日程表に明示致します。

(4) 添乗員の業務は原則として、8時から20時までと致します。なお、労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要ですので、お客様各位のご理解とご配慮をお願いします。

14. お買い物案内について

(1) お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、ご購入の際には、お客様の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や品等のお手扱いは致しかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。

15. 事故等のお申し出について

(1) 添乗員が同行しない場合であって、旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。

16. 個人情報の取扱いについて

(1) 当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、食事場所又は送迎・宿泊機関及び手配代行者(必要な場合に限り)に対し、お客様の氏名、住所、電話、年齢、生年月日などをあらかじめファクシミリや電子的方法等で送付することによって提供致します。

また、当社及び当社国内企画旅行(募集型)を販売する受託旅行業者は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行について運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産店でのお客様の買い物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品屋に対し利用させていただきます。このほか、当社では、①旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い②アンケートのお願い③統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。お申込みいただく際には、これらの個人データについてお客様の同意をいただくものとします。

(2) 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(3) 当社は当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。

17. その他

(1) 当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

(2) 当社では、お客様のご都合による予約取消に伴うご返金に係る振込手数料などの手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。予めご了承下さい。

観光庁長官登録旅行業第 2042 号

旅行企画・実施:  熊本電鉄

〒860-0862
熊本市中央区黒髪 3 丁目 7 番 29 号

(2019.04 改定)

取扱い営業所の詳細及び旅行業務取扱管理者の氏名は、別途募集広告等をご確認ください。

なお、特別な配慮を必要とするお客様は、熊本電鉄貸切課(TEL: 096-345-1111、FAX096-345-2827)に、ご予約時にお申し出、またはご相談ください。当社は、可能な限りこれに応じます。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う熊本電鉄貸切課での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、当所の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。